

分類	J-2 金融業・保険業 (保険業)
解説	<p>不測の事故に備えようとする者から保険料の払込みを受け,所定の事故が発生した場合に保険金を支払うことを業とするもので,保険業(生命保険,損害保険),共済事業,少額短期保険業及びこれらに附帯する保険媒介代理業,保険サービス業を営む事業所。</p> <p>農・漁業協同組合は[Q 複合サービス事業]に該当する。</p>
例	生命保険業,損害保険業,損害保険代理業,保険料率算出団体,損害査定業 など

一覧にもどる